

# 50歳以上の軽度・中等度難聴者に 補聴器購入費を助成します

鈴鹿市では、補聴器の早期装用を促進し、コミュニケーション能力の向上を図ることで、認知症、うつ病等の発症リスクを低減させることを目的として、予算の範囲内において補聴器購入費の一部を助成します。

なお、交付決定通知書が届く前に購入された補聴器は、助成対象外となります。



○申請期間 令和8年5月20日（水）～令和9年2月26日（金）必着

※ 申請受付は先着順となります。予算上限に達し次第、受付終了となります。

※ 令和7年度は事前に抽選を行いましたが、令和8年度は抽選を行いませんので、ご注意ください。

○助成対象者

以下のすべてを満たす方

- ・身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない方
- ・申請時に鈴鹿市内に住所がある50歳以上の方
- ・両耳の聴力レベルがそれぞれ25デシベル以上の方
- ・医師により補聴器の装用が必要と判断された方

※ 再度の助成申請は、前回の助成金の交付決定日から5年を経過するまでの間は  
することができません。

○助成額 補聴器購入費用の半額  
(上限22,000円)

○助成対象機器

管理医療機器の指定を受けた補聴器本体（電池、充電器及びイヤモールドを含む。）

※ 修理等の費用、付属品（電池、充電器、イヤモールド）の単体での購入、集音器の購入は助成対象外。

※ 詳細は市ウェブサイトをご覧ください。

【市ウェブサイト】



手続きの流れについては裏面をご覧ください



# 手続きの流れ



以下の流れにより、手続きをお願いします。

## ① 申請書類の取得

以下の2点を 鈴鹿市役所本館 1階 17番窓口 または 市ウェブサイト から取得してください。

- 1.申請書
- 2.医師の意見書

## ② 医療機関を受診

医師の意見書を持参し、医療機関を受診します。

補聴器が必要と認められた場合は、医師の意見書を作成してもらいます。

※身体障害者福祉法第15条第1項の規定により、都道府県知事が指定する医師（聴覚障害）に限ります。市外の医療機関の受診も対象になります。

※意見書の作成費用は自己負担になります。

## ③ 補聴器の見積書（宛名は助成対象者）を作成 ※補聴器はまだ購入しないでください。

医師の意見書を持参し、認定補聴器専門店で見積書（宛名は助成対象者）を作成。

※（公財）テクノエイド協会が認定する認定補聴器専門店のみに限ります。市外の認定補聴器専門店での購入も対象になります。

※ 管理医療機器の指定を受けた補聴器本体（電池、充電器及びイヤモードを含む。）に限ります。

## ④ 市へ申請書類を提出（令和9年2月26日（金）必着）

以下の3点を鈴鹿市役所 本館 1階 17番窓口へ提出。

- 1.申請書
- 2.医師の意見書
- 3.補聴器の見積書（宛名は助成対象者）

※ 医師の意見書の作成（診断）日から6か月以内に作成された見積書に限ります。

## ⑤ 市から通知が届く

交付決定通知書と請求書が郵送で届きます。

不交付の場合は、不交付決定通知書が郵送で届きます。

## ⑥ 補聴器の購入 ※領収書（宛名は助成対象者）を必ず受け取ってください。

交付決定後に、見積書を作成した認定補聴器専門店で購入。

## ⑦ 市へ請求書類を提出（令和9年3月31日（水）必着）

以下の2点を鈴鹿市役所 本館 1階 17番窓口へ提出。

- 1.請求書
- 2.領収書の写し（宛名は助成対象者）

## ⑧ 助成金の交付

審査後、市から助成金が金融機関の口座に振り込まれます。